

第 93 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員別」を「職員ごと」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 航海士、機関士、甲板長、甲板員及び機関員 1. 4

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶に乗り組む船員のうち、一部の職員を技能労務職員から行政職の技術職員とすることに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。